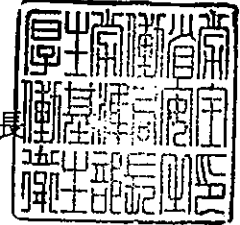




基安発 0316 第 2 号  
平成 29 年 3 月 16 日

一般社団法人日本造船工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長



陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について  
～荷役 5 大災害の防止対策の徹底～

陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における労働災害防止対策については、平成 25 年度から平成 29 年度を計画期間とする第 12 次労働災害防止計画において、平成 29 年の休業 4 日以上労働災害発生件数を平成 24 年に比して 10%以上減少させることを目標として推進しているところですが、平成 28 年の労働災害発生件数は、平成 29 年 2 月速報で、0.4%の増加となっており、目標の達成は、今後相当の努力をしなければ極めて困難な状況となっています。

陸運業における労働災害の約 70%は荷の積み込み、積み卸し等の荷役作業時に発生していることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役ガイドライン」という。）を策定し、その防止対策を推進しているところです。荷役ガイドラインにおいては、陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）の取り組むべき事項の他、荷主・配送先・元請事業者等（以下「荷主等」という。）が、陸運事業者の労働者の荷主等の事業場で行う荷役作業による労働災害を防止するために協力実施する事項が示されています。

今般、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所における調査等により、陸運業の荷役作業における死亡労働災害では、別添パンフレットのとおり、①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走及び⑤トラック後退時の事故（以下「荷役 5 大災害」という。）が約 80%を占めること、保護帽の着用等荷役ガイドラインに示されている基本的な措置事項等が実施されていないことが明らかとなったところです。

については、荷役 5 大災害を防止するため、荷役ガイドラインに示す事項等のうち、陸運事業者及び荷主等が特に重点的に確認・実施する事項を別紙チェックリストに取りまとめましたので、傘下関係事業者等に対する周知・徹底について特段のご配慮をお願いいたします。

<参考>

なお、パンフレット及びチェックリストについては、以下の URL から入手できます。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139559.html>)

## 荷役5大災害防止対策チェックリスト

(陸運事業者用)

チェック欄記入方法 ○：実施している △：一部実施している ×：実施していない ー：該当なし

災害の種類	チェック項目	チェック (○、△、 ×の記入)	改善方針等 (問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具体的に明記してください)
共通事項	保護帽の着用		
	耐滑性のある靴の着用		
墜落・転落災害	作業計画の作成等		
	作業床等の使用		
	昇降設備の使用		
	荷や荷台上での作業		

	安全帯の使 用	安全帯を取り付けられる設備がある場合は、安全帯を使用させていますか。		
荷崩れ	作業計画の 作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業場で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。		
	適切な荷付 けの実施	積みおろしを行う労働者が安全に積みおろしができるよう配慮した積付けを行い、適切な固定・固縛を行わせますか。		
	走行中の荷 への配慮	荷崩れに繋がりがりやすい荒い運転（急制動、急発進、急旋回等）をさせないようにしていますか。トラックで輸送中、適宜停車時に積荷の固定・固縛方法を点検させていますか。		
	荷下ろし時 の配慮	ロープ解きの作業、シート外しの作業、荷台のあたりやウイングを動かす場合、荷室扉を開ける場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行わせますか。		
	教育の実施	荷の固定・固縛方法に係る教育を実施していますか。		
フォークリ フト使用時	作業計画の 作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業場で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。		
	適切な資格 者による運 転	フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせますか。 フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行わせますか。		
	用途外使用 の禁止	フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）、運転席からの身の乗り出し等の危険な行為をさせないようにしていますか。		
	安全な運転	停止、急旋回を行わせないこと。バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底させていますか。		
	走行場所の 区分	自社の施設内にあっては、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。		

無人暴走 トラック後 退時	作業手順の 作成	トラックの停車、ドライバーの降車、トラック内での待機について、 作業手順を定めていますか。		
	逸走防止措 置の実施	降車時には必ず逸走防止措置 (①パーキングブレーキ→②エンジン 停止→③ギアロック→④輪止めの4点セット) を実施させていますか。		
	逸走時の措 置	万一、トラックが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に 乗り込もうとすることは厳禁とし、周囲への警告を発せさせるように していますか。		
	降雪・凍結 時の配慮	降雪・凍結した坂道 (わずかな傾斜も含む) では、原則として停車 させないようにしていますか。		
	確実な後方 確認の実施	トラックの後方の状況が十分確認できない場合は、トラックを後退 させないようにしていますか。		
	後退誘導に よる後退時 の配慮	後退誘導担当者がいる場合、誘導担当者が目視できる状態で後退を 行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断させないようにして いますか。		
	後退警告音	原則として、後退警告音の音量は下げないようにしていますか。や むを得ず下げられる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用さ せるようにしていますか。		
	誘導員の配 置	自社の施設内にあつては、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導 させていますか。		
	走行場所の 区分	自社の施設内にあつては、トラックの走行場所と歩行通路を区分し ていますか。		

※ 上記の事項のほか、荷役作業時に陸運事業者が実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定められています。本ガイドラインに  
基づき一層の取組をお願いします。詳しくは、以下HPを参照されるか、最寄りの労働局、労働基準監督署にお尋ね下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/new/info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131017.pdf>

荷役5大災害防止対策チェックリスト

(荷主、配送先、元請事業者等用)

チェック欄記入方法 ○：実施している △：一部実施している ×：実施していない -：該当なし

災害の種類	チェック項目	チェック (○、△、 ×の記入)	改善方針等 (問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具体的に明記してください)
共通事項	保護帽の着用		
墜落・転落災害	安全に作業できる設備の設置		荷主等が管理する施設において、フラットホーム（移動式のものを含む。）、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意していますか。 荷主等が管理する施設において、タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、施設側に安全帯取付設備（網綱、フック等）を設置していますか。
	安全なパレットの提供		荷主等が用意したパレットについて、崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換していますか。
フォークリフト使用時	適切な資格者による運転		陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った資格を有していることを確認していますか。
	構内使用ル		荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行っていますか。 荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使

	一の作 成・揭示	用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場 所に掲示していますか。		
	安全設備の 設置等	荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死 角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者 にこれを周知していますか。		
	走行場所の 区分	荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩 行通路を区分していますか。		
無人暴走	降雪・凍結 時の配慮	荷主等の管理する施設において、トラック停車場所に傾斜があり、 降雪・凍結等によりトラックの滑走のおそれがある場合は、停車場 所を変更するか、除雪を行うようにしていますか。		
トラック後 退時	誘導員の配 置	荷主等の管理する施設において、誘導員を配置し、トラックを安 全に誘導するようにしていますか。		
	走行場所の 区分	荷主等の管理する施設において、トラックの走行場所と歩行通路 を区分していますか。		

※ 上記の事項のほか、荷役作業時に荷主、配送先、元請事業者等が陸運事業者に協力実施すべき総合的な実施事項が、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に定  
められています。本ガイドラインに基づき一層の取組をお願いします。詳しくは、以下HPを参照されるか、最寄りの労働局、労働基準監督署にお尋ね下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzan/dl/131017.pdf>